

平成29年7月13日

草津市長 橋川 渉 様

草津市廃棄物減量等推進審議会
会長 天野 耕 二

平成29年7月13日付け草ご発第1154号で諮問のあった土地または建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）が、粗大ごみ（特定家庭用機器を除く。以下同じ。）をクリーンセンターに搬入し、処分を委託する場合における手数料を現行の点数制から従量制へ変更することについて、本審議会において慎重に審議を行い、下記のとおり付帯意見を添えて、審議結果を取りまとめましたので答申します。

記

審議結果

粗大ごみをクリーンセンターに搬入し、処分を委託する場合における手数料を現行の点数制から従量制へ変更することについては適切と考える。

付帯意見

1. 今回、土曜日の搬入など受け入れ時間を拡大する中で、安価な手数料設定でなければ、市外からの粗大ごみの大きな流入は予測されていないものの、年末年始や年度末には相当な量の持ち込みも予測されることから、それらの緩和対策としての事前の申し込み制の導入などを検討されたい。
2. 今回、積極的に持ち込みを受け入れることにより、市外の粗大ごみや産業廃棄物が混在して搬入されることも懸念されることから、持ち込みがあった場合の搬入者の氏名、住所、連絡先等の確認方法などを検討されたい。